

入 札 参 加 者 心 得

入札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札説明書、仕様書及び契約書案に関する諸事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 3 入札及び開札に際しては、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 4 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならないこと。
- 5 県に提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないよう十分注意すること。
- 6 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 7 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1) 入札金額の記載がないもの、または、入札金額を訂正した入札。
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合。当該入札者の全ての入札。
 - (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札。
 - (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札。
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（入札しようとする金額の100分の110＝税込金額）の100分の5に達しない入札。
 - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札。
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者が入札した入札。
なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。
- (9) 入札日の日付のないもの、または日付に誤りのある入札。
- 8 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。

- 9 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 10 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 11 入札は、県の予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に記名押印又は署名したときであること。
- 12 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 13 落札者が契約を締結しないときは、次の最低価格入札者に意思の確認を行ったうえで、見積書を徴し、契約の相手方を決定することがある。
- 14 入札書は、県の定める様式によるものとし、再度の入札が行われる場合に参加を希望する場合は、あらかじめ2枚以上用意しておくこと。